



平成 25 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイイチ
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 達雄
(コード 7643 : 東証 JASDAQ、札証)
問 合 せ 先 取締役企画 IR 兼経理担当 川瀬 豊秋
電 話 番 号 0155-38-3456 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 18 日開催の取締役会において、平成 25 年 12 月 24 日開催予定の第 59 期定時株主総会に、当社定款の一部変更（以下、本件定款変更）を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(定款第 29 条及び第 39 条)

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 29 条～第 37 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 38 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 30 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の、会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 40 条～第 47 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定時株主総会開催日 平成 25 年 12 月 24 日 (火)

定款変更効力発生予定日 平成 25 年 12 月 24 日 (火)

以 上